

隔月発行
発行所
平塚市役所
平塚市平塚新街1-195番地
電話 1261~1268 番
印刷所 井上印刷所 電話773番

第三十七號

平塚市弘報

七月の納税 固定資産税・二期
八月の納税 市民税・二期

市廳舎の増築

市の影響は、市庁舎次第に及ぶ。市庁舎は、市役所の中心であり、市民の接点である。市庁舎の増築は、市の発展と市民の利便に大きく関係する。市庁舎の増築は、市役所の機能の充実と、市民サービスの向上に大きく関係する。市庁舎の増築は、市役所の機能の充実と、市民サービスの向上に大きく関係する。

市役所の電話

市役所の電話は、市役所の機能の充実と、市民サービスの向上に大きく関係する。市役所の電話は、市役所の機能の充実と、市民サービスの向上に大きく関係する。

時間外電話

- 一、二六二番 宿直室 建築課 統計係 選挙事務局 農業委員会
- 一、二六三番 秘書課 (市長室) 庶務課
- 一、二六四番 秘書課 (助役室) 庶務課
- 一、二六五番 産業課 収入役室 戸籍係
- 一、二六六番 厚生課 会計課 衛生課
- 一、二六七番 議会事務局
- 一、二六八番 消防本部

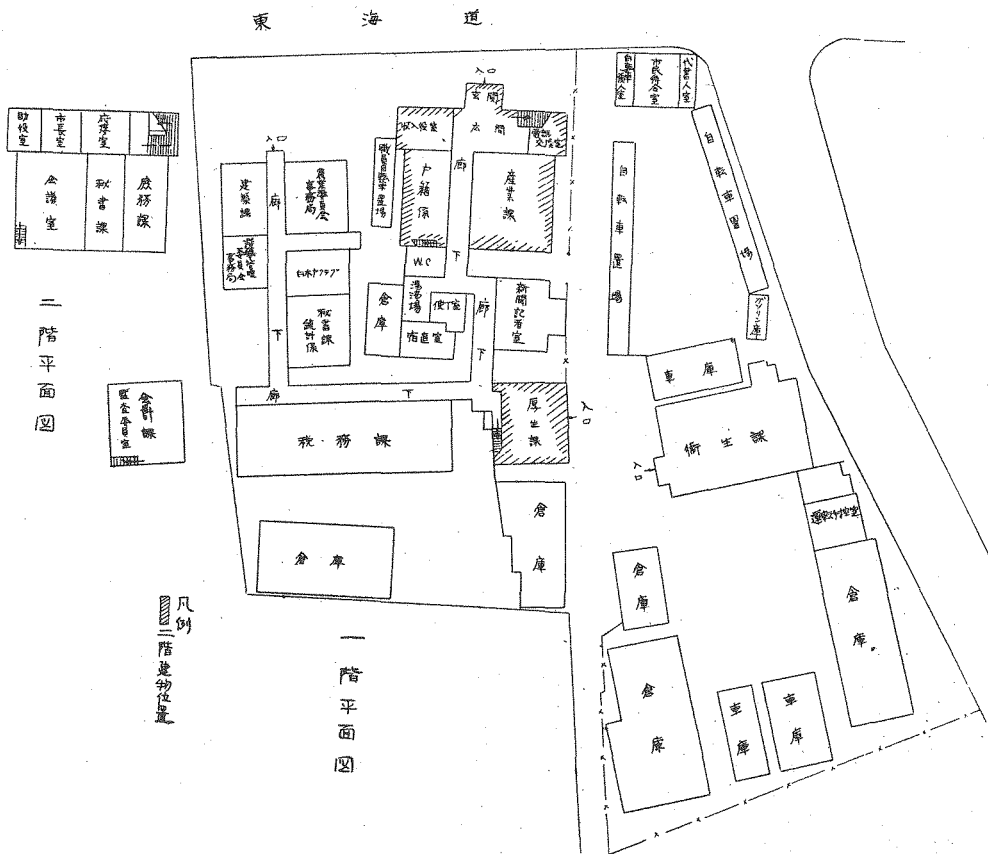
直通電話

- 一、四六二番 七九八番 七九九番 事業課
- 一、二七〇番 教育委員会
- 一、三五〇番 土木課 耕地整理組合

住民登録法施行二週年

七月一日は住民登録法が施行されて二年になる。住民登録は、住民の権利と義務の基礎となる。住民登録の正確な実施は、市の発展と市民サービスの向上に大きく関係する。住民登録の正確な実施は、市の発展と市民サービスの向上に大きく関係する。

市廳舎平面図 (分廳舎を除く)



七月三十一日は 農業委員の選挙

来る七月三十一日平塚市農業委員の選挙が行われる。農業委員は、市の農業政策の決定と実施に重要な役割を果たす。農業委員の選挙は、市民の参加と投票によって行われる。

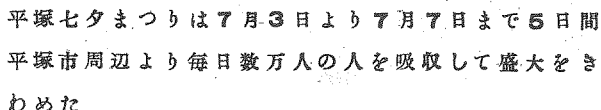
八月十二日は 漁業調整委員の選挙

来る八月十二日平塚市漁業調整委員の選挙が行われる。漁業調整委員は、市の漁業政策の決定と実施に重要な役割を果たす。漁業調整委員の選挙は、市民の参加と投票によって行われる。

六月の議会メモ

六月の議会メモ。市議会では、七月三十一日の農業委員選挙と、八月十二日の漁業調整委員選挙に関する決議が行われた。また、市庁舎の増築に関する議案も審議された。

八月 総務常任委員会
江崎中学校東側の国有地の売却について協議
九月 財政常任委員会
市庁舎の増築に関する議案について協議
十月 財政常任委員会
市庁舎の増築に関する議案について協議
十一月 財政常任委員会
市庁舎の増築に関する議案について協議
十二月 財政常任委員会
市庁舎の増築に関する議案について協議



期てす
冷やつてさしなめはない
水氷、アイス、アイスは像だ
らうとぞをぞをぞ。じつとや
つゝとさしなめ、水氷、アイス
アイに押あがりまん。これは
取替へるのやまをさるるの
如何で。あつていつ
うみつて、色彩は總をそ
に充たす。じつ、体力の増進
がはげしいきにはタキシ
とCが不足するから、これの増進
とてききりやトト、しかし私
に生るる等持です。しかし私
は細菌その他の微生物を考へずは

だけではなく果ては電燈の下の皮
にも繁殖してはほららの中に小
のあかの虫にもあると言われま
すが、なんと言っても濃厚な感源
は生々の糞葉です。虫卵は糞葉につ
ければ二、三回で死滅するので

それでは幼虫をせんぞとて
分ち水洗すると、石けんよく
洗つればよいが、これはすべて皮膚
にわたりますから、これには注意
しなければなりません。そこで用
いられるのは、殺菌力のある薬水
で洗ふことです。

これは養蚕、寄生虫病に共通し
た予防のめづりです。

一、赤痢は世界史上見られるが日本にはの病変である。

二、赤痢は癰腫と比し、死亡率及び敗血症が著しく低く、した病変である。

三、この二種は性質に異なり、処が大いに、かつ、赤痢の致病菌は、依然として高。

北及び南方地方で特にその発生が多い病である。

四、赤痢は埠頭都市から都府へと拡がっている病である。

五、赤痢は七月、八月、発生の多い病であるが、埠頭都市は、の多い病である。

六、赤痢は埠頭に以下の市、及び、その大都會を占める病変、あり、埠頭では、九月八分に、著する。

募集について

本年度公明選挙推進運動事業の一つとして「公明選挙の歌」を左記規定により一般が募集することとなりまして、以下のように応募下さるようお願いいたします。

公明選挙の歌募集規定

イ 国民全体が選挙の重要性を認識する、その自発的参加を奨励し、民主政治の基礎を固める内容とした曲風

ロ 国民歌風のもの 行進曲

① 内容

⑦著作権
著作権は都道府県選挙管理委員会連合会に帰属し、入選のものも同会で作曲利用する。(不明の点は平塚市選挙管理委員会事務局へお照会下さい。)

3特別清掃区域内の土塊又は雑物の所有者は、その土塊又は雑物の汚染のうちに、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的な処分をなすことができる汚物を、分するところがない限り、自ら処分せしめなければならない。自ら処分せしめられない汚物についても、食物の腐敗物その他のごみを各別容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分と協力するものとする。

沼その他の公共水域にみ
又は、その水質を損うことと
し、終極処理場のある水道
に汚物を捨てることとは
限りて、こと。

三 政令で定める海流から原
水を採取すること。

第二十三条 省 略

第二十四条 省 略

(汚物取扱費)

第二十五条 特別清掃区域内にお
いては、その地域を市町村長が
汚物の収集、運搬は処分若し
市町村長は、第三項の許可を
付した者が、その業務に關し
て第一條の規定に違反し、又
は第二項の規定による處分の
執行に條件若しくは前二項の
規定に違反した場合において、
罰第十四条、公共の利益に反
つたときは、その許可を取り
お断し、その處分の執行を
行ふことを、若しくは、第三
十條第一、第二、第三、第四、
第五、第六、第七、第八、
第九、第十、第十一、第十二、
第十三、第十四、第十五、
第十六、第十七、第十八、
第十九、第二十、第二十一、
第二十二、第二十三、第二十四、
第二十五、第二十六、第二十七、
第二十八、第二十九、第三十、
第三十一、第三十二、第三十三、
第三十四、第三十五、第三十六、
第三十七、第三十八、第三十九、
第四十、第四十一、第四十二、
第四十三、第四十四、第四十五、
第四十六、第四十七、第四十八、
第四十九、第五十、第五十一、
第五十二、第五十三、第五十四、
第五十五、第五十六、第五十七、
第五十八、第五十九、第六十、
第六十一、第六十二、第六十三、
第六十四、第六十五、第六十六、
第六十七、第六十八、第六十九、
第七十、第七十一、第七十二、
第七十三、第七十四、第七十五、
第七十六、第七十七、第七十八、
第七十九、第八十、第八十一、
第八十二、第八十三、第八十四、
第八十五、第八十六、第八十七、
第八十八、第八十九、第九十、
第九十一、第九十二、第九十三、
第九十四、第九十五、第九十六、
第九十七、第九十八、第九十九、
第一百、第一百零一、第一百零二、
第一百零三、第一百零四、第一百零五、
第一百零六、第一百零七、第一百零八、
第一百零九、第一百一十、第一百一十一、
第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、
第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、
第一百一十八、第一百一十九、第一百二十、
第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、
第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、
第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、
第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、
第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、
第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、
第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、
第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、
第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、
第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、
第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、
第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、
第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、
第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、
第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、
第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、
第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、
第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、
第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、
第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、
第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、
第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、
第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、
第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、
第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、
第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、
第一百九十九、第二百、第二百零一、第二百零二、
第二百零三、第二百零四、第二百零五、第二百零六、
第二百零七、第二百零八、第二百零九、第二百一十、
第二百一十一、第二百一十二、第二百一十三、
第二百一十四、第二百一十五、第二百一十六、
第二百一十七、第二百一十八、第二百一十九、
第二百二十、第二百二十一、第二百二十二、第二百二十三、
第二百二十四、第二百二十五、第二百二十六、
第二百二十七、第二百二十八、第二百二十九、
第二百三十、第二百三十一、第二百三十二、第二百三十三、
第二百三十四、第二百三十五、第二百三十六、
第二百三十七、第二百三十八、第二百三十九、
第二百四十、第二百四十一、第二百四十二、第二百四十三、
第二百四十四、第二百四十五、第二百四十六、
第二百四十七、第二百四十八、第二百四十九、
第二百五十、第二百五十一、第二百五十二、第二百五十三、
第二百五十四、第二百五十五、第二百五十六、第二百五十七、
第二百五十八、第二百五十九、第二百六十、第二百六十一、
第二百六十二、第二百六十三、第二百六十四、第二百六十五、
第二百六十六、第二百六十七、第二百六十八、第二百六十九、
第二百七十、第二百七十一、第二百七十二、第二百七十三、
第二百七十四、第二百七十五、第二百七十六、第二百七十七、
第二百七十八、第二百七十九、第二百八十、第二百八十一、
第二百八十二、第二百八十三、第二百八十四、第二百八十五、
第二百八十六、第二百八十七、第二百八十八、第二百八十九、
第二百九十、第二百九十一、第二百九十二、第二百九十三、
第二百九十四、第二百九十五、第二百九十六、第二百九十七、
第二百九十八、第二百九十九、第三百、第三百零一、第三百零二、
第三百零三、第三百零四、第三百零五、第三百零六、第三百零七、
第三百零八、第三百零九、第三百一十、第三百一十一、第三百一十二、
第三百一十三、第三百一十四、第三百一十五、第三百一十六、
第三百一十七、第三百一十八、第三百一十九、第三百二十、
第三百二十一、第三百二十二、第三百二十三、第三百二十四、
第三百二十五、第三百二十六、第三百二十七、第三百二十八、
第三百二十九、第三百三十、第三百三十一、第三百三十二、
第三百三十三、第三百三十四、第三百三十五、第三百三十六、
第三百三十七、第三百三十八、第三百三十九、第三百四十、
第三百四十一、第三百四十二、第三百四十三、第三百四十四、
第三百四十五、第三百四十六、第三百四十七、第三百四十八、
第三百四十九、第三百五十、第三百五十一、第三百五十二、
第三百五十三、第三百五十四、第三百五十五、第三百五十六、
第三百五十七、第三百五十八、第三百五十九、第三百六十、
第三百六十一、第三百六十二、第三百六十三、第三百六十四、
第三百六十五、第三百六十六、第三百六十七、第三百六十八、
第三百六十九、第三百七十、第三百七十一、第三百七十二、
第三百七十三、第三百七十四、第三百七十五、第三百七十六、
第三百七十七、第三百七十八、第三百七十九、第三百八十、
第三百八十一、第三百八十二、第三百八十三、第三百八十四、
第三百八十五、第三百八十六、第三百八十七、第三百八十八、
第三百八十九、第三百九十、第三百九十一、第三百九十二、
第三百九十三、第三百九十四、第三百九十五、第三百九十六、
第三百九十七、第三百九十八、第三百九十九、第四百、第四百零一、
第四百零二、第四百零三、第四百零四、第四百零五、第四百零六、
第四百零七、第四百零八、第四百零九、第四百一十、第四百一十一、
第四百一十二、第四百一十三、第四百一十四、第四百一十五、
第四百一十六、第四百一十七、第四百一十八、第四百一十九、
第四百二十、第四百二十一、第四百二十二、第四百二十三、
第四百二十四、第四百二十五、第四百二十六、第四百二十七、
第四百二十八、第四百二十九、第四百三十、第四百三十一、
第四百三十二、第四百三十三、第四百三十四、第四百三十五、
第四百三十六、第四百三十七、第四百三十八、第四百三十九、
第四百四十、第四百四十一、第四百四十二、第四百四十三、
第四百四十四、第四百四十五、第四百四十六、第四百四十七、
第四百四十八、第四百四十九、第四百五十、第四百五十一、
第四百五十二、第四百五十三、第四百五十四、第四百五十五、
第四百五十六、第四百五十七、第四百五十八、第四百五十九、
第四百六十、第四百六十一、第四百六十二、第四百六十三、
第四百六十四、第四百六十五、第四百六十六、第四百六十七、
第四百六十八、第四百六十九、第四百七十、第四百七十一、
第四百七十二、第四百七十三、第四百七十四、第四百七十五、
第四百七十六、第四百七十七、第四百七十八、第四百七十九、
第四百八十、第四百八十一、第四百八十二、第四百八十三、
第四百八十四、第四百八十五、第四百八十六、第四百八十七、
第四百八十八、第四百八十九、第四百九十、第四百九十一、
第四百九十二、第四百九十三、第四百九十四、第四百九十五、
第四百九十六、第四百九十七、第四百九十八、第四百九十九、
第五百、第五百零一、第五百零二、第五百零三、第五百零四、
第五百零五、第五百零六、第五百零七、第五百零八、第五百零九、
第五百一十、第五百一十一、第五百一十二、第五百一十三、
第五百一十四、第五百一十五、第五百一十六、第五百一十七、
第五百一十八、第五百一十九、第五百二十、第五百二十一、
第五百二十二、第五百二十三、第五百二十四、第五百二十五、
第五百二十六、第五百二十七、第五百二十八、第五百二十九、
第五百三十、第五百三十一、第五百三十二、第五百三十三、
第五百三十四、第五百三十五、第五百三十六、第五百三十七、
第五百三十八、第五百三十九、第五百四十、第五百四十一、
第五百四十二、第五百四十三、第五百四十四、第五百四十五、
第五百四十六、第五百四十七、第五百四十八、第五百四十九、
第五百五十、第五百五十一、第五百五十二、第五百五十三、
第五百五十四、第五百五十五、第五百五十六、第五百五十七、
第五百五十八、第五百五十九、第五百六十、第五百六十一、
第五百六十二、第五百六十三、第五百六十四、第五百六十五、
第五百六十六、第五百六十七、第五百六十八、第五百六十九、
第五百七十、第五百七十一、第五百七十二、第五百七十三、
第五百七十四、第五百七十五、第五百七十六、第五百七十七、
第五百七十八、第五百七十九、第五百八十、第五百八十一、
第五百八十二、第五百八十三、第五百八十四、第五百八十五、
第五百八十六、第五百八十七、第五百八十八、第五百八十九、
第五百九十、第五百九十一、第五百九十二、第五百九十三、
第五百九十四、第五百九十五、第五百九十六、第五百九十七、
第五百九十八、第五百九十九、第六百、第六百零一、第六百零二、
第六百零三、第六百零四、第六百零五、第六百零六、第六百零七、
第六百零八、第六百零九、第六百一十、第六百一十一、第六百一十二、
第六百一十三、第六百一十四、第六百一十五、第六百一十六、
第六百一十七、第六百一十八、第六百一十九、第六百二十、
第六百二十一、第六百二十二、第六百二十三、第六百二十四、
第六百二十五、第六百二十六、第六百二十七、第六百二十八、
第六百二十九、第六百三十、第六百三十一、第六百三十二、
第六百三十三、第六百三十四、第六百三十五、第六百三十六、
第六百三十七、第六百三十八、第六百三十九、第六百四十、
第六百四十一、第六百四十二、第六百四十三、第六百四十四、
第六百四十五、第六百四十六、第六百四十七、第六百四十八、
第六百四十九、第六百五十、第六百五十一、第六百五十二、
第六百五十三、第六百五十四、第六百五十五、第六百五十六、
第六百五十七、第六百五十八、第六百五十九、第六百六十、
第六百六十一、第六百六十二、第六百六十三、第六百六十四、
第六百六十五、第六百六十六、第六百六十七、第六百六十八、
第六百六十九、第六百七十、第六百七十一、第六百七十二、
第六百七十三、第六百七十四、第六百七十五、第六百七十六、
第六百七十七、第六百七十八、第六百七十九、第六百八十、
第六百八十一、第六百八十二、第六百八十三、第六百八十四、
第六百八十五、第六百八十六、第六百八十七、第六百八十八、
第六百八十九、第六百九十、第六百九十一、第六百九十二、
第六百九十三、第六百九十四、第六百九十五、第六百九十六、
第六百九十七、第六百九十八、第六百九十九、第七百、第七百零一、
第七百零二、第七百零三、第七百零四、第七百零五、第七百零六、
第七百零七、第七百零八、第七百零九、第七百一十、第七百一十一、
第七百一十二、第七百一十三、第七百一十四、第七百一十五、
第七百一十六、第七百一十七、第七百一十八、第七百一十九、
第七百二十、第七百二十一、第七百二十二、第七百二十三、
第七百二十四、第七百二十五、第七百二十六、第七百二十七、
第七百二十八、第七百二十九、第七百三十、第七百三十一、
第七百三十二、第七百三十三、第七百三十四、第七百三十五、
第七百三十六、第七百三十七、第七百三十八、第七百三十九、
第七百四十、第七百四十一、第七百四十二、第七百四十三、
第七百四十四、第七百四十五、第七百四十六、第七百四十七、
第七百四十八、第七百四十九、第七百五十、第七百五十一、
第七百五十二、第七百五十三、第七百五十四、第七百五十五、
第七百五十六、第七百五十七、第七百五十八、第七百五十九、
第七百六十、第七百六十一、第七百六十二、第七百六十三、
第七百六十四、第七百六十五、第七百六十六、第七百六十七、
第七百六十八、第七百六十九、第七百七十、第七百七十一、
第七百七十二、第七百七十三、第七百七十四、第七百七十五、
第七百七十六、第七百七十七、第七百七十八、第七百七十九、
第七百八十、第七百八十一、第七百八十二、第七百八十三、
第七百八十四、第七百八十五、第七百八十六、第七百八十七、
第七百八十八、第七百八十九、第七百九十、第七百九十一、
第七百九十二、第七百九十三、第七百九十四、第七百九十五、
第七百九十六、第七百九十七、第七百九十八、第七百九十九、
第八百、第八百零一、第八百零二、第八百零三、第八百零四、
第八百零五、第八百零六、第八百零七、第八百零八、第八百零九、
第八百一十、第八百一十一、第八百一十二、第八百一十三、
第八百一十四、第八百一十五、第八百一十六、第八百一十七、
第八百一十八、第八百一十九、第八百二十、第八百二十一、
第八百二十二、第八百二十三、第八百二十四、第八百二十五、
第八百二十六、第八

轉車競技大會

◆第十回全日本學生
對抗選手權自轉
車競技大會

三、期日
昭和十九年七月三十一日、八
月一日 午前九時開始

四、会場
平塚競馬場

◆秩父官杯第五回全
國高等學校對抗自
一、主催 日本自衛軍投擲連隊、金澤國
學校体育連盟、日本學生自衛
二、發見 投擲連隊

8月の
平塚競輪

27日(金)
28日(土)
29日(日)
30日(月)
31日(火)
9月1日(水)

8月の
平塚市營
川崎競馬

7日(土)
8日(日)
9日(月)
10日(火)
11日(水)
12日(木)

第一条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公共衛生を向上を図るとを旨とする。

第二条 略略

第三条 (定義)
この法律で「汚物」とは、ごみ、糞がかり、汚水、いんげん尿及び大便、ねずみ等の死体を含む。

第四条 (特別清掃機関)
各地方公共団体は、

第五條 (汚物の区分)
第六條 市町村は特別清掃地域及び土壌又は建築物の所有者に於て集められた汚物を、一定の区域に於て収集し、これを最終的に処理する。

第七條 市町村は、汚物の収集及び処分は、政令で定める基準に従ひ、衛生的にしなければならない。

第八條 略略

[illegible]